

アスベスト改修を  
支援しています

問 都市計画課建築係  
☎内線2333

アスベストの飛散による健康被害を予防するため、住宅等の建築物に露出して吹き付けられたアスベストの分析調査費用の一部を助成します。

【対象となる建築物】

市内にある民間建築物

【補助の内容】

分析調査費用の10分の10の額以内（上限25万円）

【申請期限】

11月30日（木）

※この事業は国の交付金を活用しており、平成29年度での終了が予定されています。分析調査を検討されている人はお早めにご相談ください。

住宅の耐震化を  
支援しています

問 都市計画課建築係  
☎内線2333

昭和56年5月31日以前に建てられた戸建て木造住宅の耐震化を支援します。

①耐震診断

【事業内容】

市が耐震診断士を派遣し、一般診断法に基づく耐震診断

を行います。

【補助の内容】

耐震診断費46,200円のうち30,800円（自己負担額15,400円）

②耐震改修計画作成

【対象となる計画】

①の耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された住宅を当該耐震基準に適合させる改修計画

【補助の内容】

耐震改修計画作成に要した費用の3分の2の額（上限7万円）

③耐震改修工事

【対象となる工事】

②の耐震改修計画に基づき実施される耐震改修工事

【補助の内容】

耐震改修工事に要した費用の4分の3の額（上限90万円）

【①～③の申請期限】

11月30日（木）

※病院、店舗、工場など多数の人が利用する一定規模以上の建築物に対する耐震診断の支援（補助率3分の2、上限160万円）もありますのでご相談ください。



3世代同居・近居  
を支援しています

問 都市計画課建築係  
☎内線2333

3世代（親、子、孫など）で同居・近居するための住宅の新築、改修工事または住宅の取得にかかる費用の一部を助成します。

【対象となる工事】

①新築工事

設備の改修、バリアフリー改修、断熱改修、浄化槽の設置、取替えなど。

③住宅の取得（新築・中古）

【申請期限】

11月30日（木）

※子育てを予定している夫婦（要件を満たす者が親等同居・近居する場合）将来3世代も対象です。



6月は食育月間  
毎月19日は「食育の日」

問 健康ほけん課健康推進係  
☎内線1666

「食育」とは、健康的な生活を送るために食に関する知識や食を選ぶ力を身につけることです。市では、各家庭を中心に学校や保育所、地域と連携しながら食を通して生活習慣病予防、地産地消、地域の伝統料理や食文化の継承を推進していきます。

こんなことも食育につながります！

栄養バランスのとれた食事心がけ、1日3食の習慣を身につける

地元産の食材を意識して取り入れる

食べ残しを減らすように心がける

食に興味や関心を持つ機会を増やし、まずは一人ひとりができることから取り組んでみましょう。



高校生等医療費助成  
認定申請はお早めに

問 子育てこども課子育て支援係  
☎内線146、148

子ども医療費の助成対象者を高校生等まで（18歳に達する年度末まで）拡大しています。平成29年4月から高校生になる年齢（平成13年4月2日生～平成14年4月1日生）の子どもをもつ家庭に、受給資格認定申請書を送付しています。6月30日までに申請されなかった場合申請月以降の医療費から助成対象となりますので、早めに申請手続きをしてください。

《子ども医療費助成の内容》

◎保険診療にかかる医療費について、1か月ごと・1医療機関ごとに次の自己負担額を控除した額を助成しています。（自由診療・文書料・容器代などは対象外です。）  
◎高額医療費・付加給付などを受けている場合は、その給付額も控除した額が助成額となります。

自己負担額		診療日数
薬局	病院	
なし （全額助成対象）	800円	1日
	1,600円	2日以上



## 消費生活センターだより

問 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 72-1861

### 悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しています！

#### 《相談事例》

昨日、SNSで有料動画閲覧履歴があるので、本日中に連絡しないと法的手続きに移行する等と書いてあり、驚いて問い合わせ先に電話した。すると、記録があると言われ、すぐにコンビニで通販サイト発行のギフト券を20万円分購入し番号を伝えた。

(30歳代 男性)



#### 《ひとこと助言》

利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいかという相談が急増しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿に基づきアトラダムに根拠のない請求をハガキや電子メール等を利用して大量に送っているものと思われます。

請求書等には「回収員が自宅へ出向く」「勤務先を調査」「給料の差押え」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をおおるような脅し文句が書いてあることもあります。請求書等を送りつけられた人の中には、関わりたくなくて振り込んでしまったり、あるいは過去に自分が使った別事業者の請求と勘違いしたり、家族が使ったと思いこんだりして、支払ってしまう人もいます。こういった、勘違いや関わりたくない気持ちなどに付け込む手口です。

こういった架空請求に対して消費者ができる対策は、問い合わせ先に連絡をしない、払わないこと。また、「裁判」「差し押さえ」などの脅し文句にひるまないようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

#### —住宅用火災警報器の定期的な点検を！—

## 消防だより

【問合せ先】松浦市消防本部☎0956-72-1211



### 応急手当講習会（普通救命講習）について

あなたのまわりで、突然意識を無くし、息をしていない人を見つけたら、救急車が到着するまであなたはどうしますか？

一般の人でもAED(自動体外式除細動器)が使えます。大切な命を救うために、応急手当の技術を学んでみませんか！

#### 《普通救命講習の案内》

【日時】6月25日(日)午前9時～正午

【場所】松浦市消防本部2階多目的室  
(志佐町庄野免268番地3)

【対象】中学生以上(定員30人)

【内容】心肺蘇生法とAED  
(自動体外式除細動器)の使用法

【申込】申込書または電話で松浦市消防本部消防課警防係へお申し込みください。

☎ 0956-72-1211 FAX 0956-72-1210

#### 【その他】

- ・受講者へ「**応急手当テキスト**」を無料配布します。
- ・受講後に「**普通救命講習**」の修了証を交付します。
- ・動きやすい服装で参加してください。



## 第59回 水道週間 6月1日～7日

～あたりまえ そんなみずこそ たからもの～

問 上下水道課、福島・鷹島支所地域振興課

### ●水道料金はみんなの「水」を支えています

毎日使う水、水道は生活になくてはならないものです。市では、安全でおいしい水を絶やすことなく「つくり」「送る」作業を続けており、それを支えているのは、皆さんが納める水道料金です。水をつくる浄水場や家庭に水を送る水道管など、水道の施設は、大部分が水道料金収入で維持管理されています。

水道料金は、必ず納期限内に納めましょう。



### ●水道料金は口座振替で

水道料金の支払い方法は、口座振替が便利です。手数料は無料です。納め忘れの心配がなく、留守がちな家庭や忙しい人などに特にお勧めです。

振替日は毎月25日で、引き落としができなかった月は、翌月の9日に再度振替を行います。

※休日の場合は、翌営業日。

### 《口座振替申込方法》

手続場所：市内金融機関の窓口（口座振替希望先）

必要なもの：預金通帳と取引印鑑、水道料金の「領収書」または「使用水量のお知らせ」